

特定教育・保育施設等の利用定員について

1 確認制度及び利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度における財政支援である施設型給付及び地域型保育給付を受けようとする教育・保育施設等は、給付対象であることについて、市町村の「確認」を受けることとされている。
- 給付の実施主体である市町村は、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業者からの申請に基づき、利用定員を定め、給付の対象となることを確認する。
- 利用定員は、各教育・保育施設等の認可定員の範囲内で、認定区分（1号認定、2号認定、3号認定（1・2歳児）、3号認定（0歳児））ごとに定める。
- 確認対象施設の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。

2 平成31年度における利用定員の変更等について

区分	No.	施設名	利用定員	変更年月日 (予定)	摘要
新規	1	みどり幼稚園	210	H31.4.1	新制度幼稚園への移行
変更	1	ひばり保育園	100→70	H31.4.1	定員の減
	2	あつみ保育園	80→70	H31.4.1	定員の減
	3	ベビー&キッズルーム ばあば・ぱぱ	6→9	H31.4.1	施設の移転改築、定員増

※ 別紙「特定教育・保育施設等の利用定員一覧」参照